

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成26年2月4日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第1号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章—第5章（略） 第6章 固定資産会計（第97条— <u>第102条</u> ） 第7章 <u>引当金（第103条）</u> 第8章—第12章（略） <u>附則</u> （定義） 第2条（略） （1）—（9）（略） （10）固定資産 次に掲げるものをいう。 ア 有形固定資産 （ア） <u>土地</u> （イ） <u>建物</u> （ウ） <u>構築物</u> （エ） <u>機械及び装置</u> （オ） <u>耐用年数が1年以上であって、かつ、取得価額が10万円以上の車両運搬具、工具器具及び備品</u> （カ） <u>リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が（ア）から（オ）及び（ケ）である場合に限る。）</u> （キ） <u>建設仮勘定</u> （ク） <u>建設受託工事仮勘定</u> （ケ） <u>その他これらに類するもの</u> イ 無形固定資産 （ア） <u>水利権</u> （イ） <u>ダム使用权</u> （ウ） <u>借地権</u> （エ） <u>地上権</u> （オ） <u>特許権</u> （カ） <u>施設利用権</u> （キ） <u>リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が（ウ）から（カ）及び（ク）である場合に限る。）</u>	目次 第1章—第5章（略） 第6章 固定資産会計（第97条— <u>第103条</u> ） 第7章—第11章（略） （定義） 第2条（略） （1）—（9）（略） （10）固定資産 次に掲げるものをいう。 ア 有形固定資産 <u>土地、建物、構築物、機械及び装置、建設仮勘定その他これらに類するもの並びに耐用年数が1年以上であって、かつ、取得価額が10万円以上の車両運搬具、工具器具及び備品並びに建設受託工事仮勘定をいう。</u> イ 無形固定資産 <u>水利権、ダム使用权、借地権、地上権、特許権、施設利用権その他これらに類する権利で有償で取得したものをいう。</u>

<u>(ク) その他これらに類する権利で有償で取得したもの</u> ウ <u>投資その他の資産</u> <u>(ア) 投資有価証券</u> <u>(イ) 出資金</u> <u>(ウ) 長期貸付金</u> <u>(エ) その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの</u> (11)・(12) (略) 第102条 (略) <u>第7章 引当金</u> (引当金の計上基準) 第103条 <u>退職給付引当金は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業団職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）に基づく見込額を計上する。</u> 2 <u>賞与引当金は、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）に基づく期末手当及び勤勉手当であって、翌事業年度に支給することが予定されているもの（以下「翌事業年度支給予定の期末手当等」という。）のうち当該事業年度の負担見込額を計上する。</u> 3 <u>法定福利費引当金は、翌事業年度支給予定の期末手当等に基づく法定福利費のうち当該事業年度の負担見込額を計上する。</u> 4 <u>貸倒引当金は、未収金等の貸倒れによる損失に備えるため合理的に見積もった回収不能見込額を計上する。</u> 5 <u>前4項のほか、必要な引当金を計上することができる。</u> <u>第8章 (略)</u> <u>第9章 (略)</u> (予算の編成) 第128条 1・2 (略) 3 <u>経営管理部長は、第1項に基づく予算見積りの内容を調査の上、予算の原案及び予算に関する説明書を作成し、企業長の決裁を受けなければならない。なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。</u>	ウ <u>投資 投資有価証券、出資金、長期貸付金、基金その他これらに類するものをいう。</u> (11)・(12) (略) 第102条 (略) (減価償却の特例) 第103条 <u>固定資産で、資本的支出に充てるために交付された国庫補助金、工事負担金、他会計補助金及び受贈財産評価額で資本剰余金に整理されるもの（以下「補助金等」という。）をもって取得したものについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価とみなして、各事業年度の減価償却額を算出するものとする。</u> <u>第7章 (略)</u> <u>第8章 (略)</u> (予算の編成) 第128条 1・2 (略) 3 <u>経営管理部長は、第1項に基づく予算見積りの内容を調査の上、予算の原案を作成し、企業長の決裁を受けなければならない。</u>
---	---

4 (略) <u>第10章</u> (略) (決算の総括) 第138条 経営管理部長は、決算に関する事務を総括し、翌事業年度の5月末日までに地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地企法」という。）第30条第1項の決算に関する書類（以下「決算書」という。）を作成し、企業長に報告しなければならない。<u>なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書作成と同じ方法によるものとする。</u> (決算整理) 第140条 (略) (1) (略) (2) <u>資産の評価</u> (3)・(4) (略) (5) <u>繰延収益の償却</u> (6)・(7) (略) <u>第11章</u> (略) <u>第12章</u> (略)	4 (略) <u>第9章</u> (略) (決算の総括) 第138条 経営管理部長は、決算に関する事務を総括し、翌事業年度の5月末日までに地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地企法」という。）第30条第1項の決算に関する書類（以下「決算書」という。）を作成し、企業長に報告しなければならない。 (決算整理) 第140条 (略) (1) (略) (2) <u>繰延勘定の償却</u> (3)・(4) (略) (5)・(6) (略) <u>第10章</u> (略) <u>第11章</u> (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年2月4日から施行し、平成26年度の事業年度から適用する。

(経過措置)

- 2 平成25年度の末日における繰延勘定については、なお従前の例による。
- 3 平成26年3月31日以前にリース契約に基づくリース期間が開始された契約に係るファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められないものに限る。）の会計処理については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。